

横浜市墓地等設置財務状況審査会の概要について

1 目的・経緯

横浜市では「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき墓地、納骨堂を設置する際の許可に係る基準、手続等を条例（横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例）で定め、平成15年4月1日から施行し、墓地の許認可を行っています。

墓地は、その特殊性から永続性、安定性、名義貸し防止が求められており、平成23年2月に当該条例を改正し、墓地を設置できる法人は①地方公共団体、②公益法人、③市内で宗教活動を行っている宗教法人に限定するとともに、墓地設置にかかる資金の5割以上を自己資金とすることを規定しました。

そこで、市長の諮問に応じ、申請者の自己資金や墓地設置にかかる総事業費、借入金の返済計画等、墓地経営の安定性や永続性についてを調査審議するために、専門の有識者で構成される「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置することとしました。

2 審査会の名称

横浜市墓地等設置財務状況審査会

3 根拠法令

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例 第17条

4 組織（条例第18～20条）

5人以内、任期3年（再任可能）、会長及び副会長設置

5 委員

(1) 委員の身分

地方公務員法第3条3項2号に規定する特別職の職員

【参考】地方公務員法第3条3項2号

法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2) 委員の資格（条例第18条第2項）

法律又は財務に関して学識経験のある者、その他市長が必要と認める者
（弁護士、公認会計士（2名）、不動産鑑定士、中小企業診断士）

6 審査会の事務内容

(1) 根拠規定（条例第17条第2項、第3項）

市長の諮問に応じ、墓地等の設置等に係る財務の状況に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(2) 具体的な事務内容

事業者（宗教法人、公益法人）が墓地等の設置を計画する際に、当該墓地計画が安定かつ永続的に経営されるかどうかを判断するため、資金計画や法人の財務状況を審査します。

具体的には、事業者から提出された財務関係書類のチェック、事業者からのヒアリング、必要に応じて現地調査等を行います。

7 施行日

平成 23 年 9 月 1 日